

家計急変があった保護者等の皆さまへ

【県内学校用】 公立高等学校生徒等奨学給付金の申請について

岩手県教育委員会では、授業料以外の教育費の負担を軽減するため、公立高等学校生徒等奨学給付金を給付しています（返済は不要です。）。

通常給付等の所得要件を満たさない場合でも、保護者等の失職等その他やむを得ない事情により家計が急変した場合に給付対象となる場合がありますので、本リーフレットの内容等を確認のうえ、該当する場合は学校へ相談してください。

1 給付対象となる世帯

基準日現在で、次の（１）・（２）のすべてに該当する世帯※¹

【基準日の考え方】

令和８年７月１日までに家計急変があった場合：令和８年７月１日

令和８年７月２日以降に家計急変があった場合：家計急変があった日の翌月１日現在（家計急変があった日が月の初日である場合は家計急変があった月の１日）

- （１） 公立の高等学校等（高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校（１年～３年）、専修学校高等課程等）に在学する高校生等の保護者等であり、岩手県内に居住^{※2}していること。
- （２） 基準日以降１年間の収入見込額等が、次の表の区分のいずれかに相当すると認められること。

	生徒の国籍・在留資格等	区分
① 新制度 対象	ア 日本国籍を有する者 イ 特別永住者 ウ 永住者 エ 日本人の配偶者等 オ 永住者の配偶者等 カ 定住者のうち将来永住する意思があると認められた者 キ 家族滞在のうち日本の小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者	○住民税非課税世帯 （保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯）
		○年収 270～380 万円相当世帯 （保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が 105,500 円未満の世帯（住民税非課税世帯を除く））
		○年収 380～490 万円相当世帯 （保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が 182,500 円未満の世帯（住民税非課税世帯及び年収 270～380 万円相当世帯を除く））
② 旧制度 対象	①以外の者（R8.4.1 以降の入学で在留資格が留学の者を除く） 【例】 ・ 在留資格が定住者であるが、日本への永住の意思がない者 ・ 在留資格が家族滞在であるが、日本の小学校及び中学校を卒業していない、または、日本に定着の意思がない者	○住民税非課税世帯 （保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯）

【基準日以降１年間の収入見込額等が各区分に相当するかどうかは次により判断します】

- （１） 住民税非課税世帯に相当する場合

次のいずれかに該当する場合、住民税非課税世帯に相当するものとして取り扱います。

- ①基準日以降１年間の収入見込額が、下記の収入基準以下である場合

扶養親族人数	年間収入基準額 （給与所得者世帯）	扶養親族人数	年間収入基準額 （給与所得者世帯）
０人	1,100,000 円以下	３人	2,715,999 円以下
１人	1,770,000 円以下	４人	3,215,999 円以下
２人	2,215,999 円以下		

- ②収入見込額をもとに算定した所得金額から各種控除額を差し引いた額が、住民税非課税に相当する場合

- （２） 年収 270～380 万円相当世帯・年収 380～490 万円相当世帯に相当する場合

収入見込額をもとに住民税所得割額に相当する額を確認し、年収 270～380 万円相当世帯又は年収 380～490 万円相当世帯に相当する場合に対象となります。

※収入見込額は、申請時点の最新の家計状況により確認します。給与見込証明書等がない場合は、直近３か月分の給与月額を平均を 12 倍して推計します。退職金、失業手当等は含めません。

※１ 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合は対象外。

※2 保護者等が県外に居住している場合は、保護者等の居住地の都道府県に御確認ください。

2 生徒一人当たりの支給額

- (1) 令和8年7月1日までに家計急変があった場合：年額を支給
- (2) 令和8年7月2日以降に家計急変があった場合：家計急変があった日の翌月（家計急変があった日が月の初日である場合は、家計急変があった月）以降の月数に応じて算定した額を支給

対象区分	年額	
	通信制以外	通信制
住民税非課税世帯	143,700 円	50,500 円
年収 270～380 万円相当世帯	47,900 円	16,830 円
年収 380～490 万円相当世帯	35,930 円	12,630 円

例：8/5 に家計急変があった場合（通信制以外の住民税非課税世帯に該当する場合）

$143,700 \text{ 円} \times 7 \text{ か月 (9 \sim 3 \text{ 月分})} \div 12 \text{ 月} = \underline{83,825 \text{ 円}}$ （1 円未満の端数切捨て）

3 申請手続き

次の書類を学校が定める期日までに提出してください。

- (1) 奨学給付金給付申請書（様式第1号(その1～その3)）
- (2) 高校生等の国籍・在留資格等を確認する書類

	生徒の国籍・在留資格等	提出する書類
① 新制度 対象	ア 日本国籍を有する者	次のいずれかの書類のうち1つ ・ 高等学校等就学支援金等（新制度）支給決定通知又は学び直し支援金（新制度）の支給決定通知の写し ・ 住民票の写し（原本）
	イ 特別永住者 ウ 永住者 エ 日本人の配偶者等 オ 永住者の配偶者等 カ 定住者のうち将来永住する意思があると認められた者 キ 家族滞在のうち日本の小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者	次のいずれかの書類のうち1つ ・ 高等学校等就学支援金等（新制度）支給決定通知の写し又は学び直し支援金（新制度）の支給決定通知の写し ・ 特別永住者証明書の写し ・ 在留カードの写し ・ 住民票の写し（原本）（国籍・在留資格・在留期間の記載があるものに限る。） ※ 在留資格が家族滞在の場合は、上記に加え、日本の小学校の卒業証書の写し又は卒業証明書並びに日本の中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書。
② 旧制度 対象	①以外の者（R8.4.1 以降の入学者で在留資格が留学の者を除く） 【例】 ・在留資格が定住者であるが、日本への永住の意思がない者 ・在留資格が家族滞在であるが、日本の小学校及び中学校を卒業していない、または、日本に定着の意思がない者	令和8年3月31日以前から在学する者：提出不要
		令和8年4月1日以降に入学した者：次のいずれかの書類のうち1つ ・ 高校生等・新修学支援等の支給決定通知の写し又は学び直し支援金の支給決定通知の写し ・ 特別永住者証明書の写し ・ 在留カードの写し ・ 住民票の写し（原本）（国籍・在留資格・在留期間の記載があるものに限る。）

- (3) 保護者等の家計急変の発生事由を証明できる書類

離職票・雇用保険受給資格者証・解雇通告書・破産宣告通知書・廃業等届出 等

- (4) 家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類
- ・家計急変前の収入を証明する書類
家計急変前の課税証明書の写し 等
 - ・家計急変後の収入を証明する書類
会社作成の給与見込証明書（参考様式-5）・直近の給与明細（3か月分）・税理士又は公認会計士の作成した証明書類 等
- (5) 保護者等の扶養親族の人数・年齢が確認できる書類
扶養誓約書（参考様式-3）、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書 等
- (6) 振込口座届（様式第5号）及び通帳の表紙のコピー※
※高等学校諸会費等振替口座への振込みを希望する場合は、通帳の表紙のコピーの添付は不要です。
- (7) 代理受領を希望する場合は委任状（様式第6号）

4 支給方法

審査により支給が決定された場合、下記のいずれか希望する方法で受給できます。

- (1) 口座振込 申請書受理後、約1～2か月後を目途に届出の口座に振込みます。
※事務処理の都合により、支給時期が上記の目途より遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (2) 学校長による代理受領
学校長が保護者等に代わって受領し、学校徴収金等の未済金に充当します。
希望される方は、様式第6号の委任状を提出してください。

5 その他

- (1) 事実と異なる内容の申請を行い、給付を受けた場合は全額返還となりますので注意願います。
- (2) 災害等により制服を喪失又は毀損し、再度制服の購入が必要である場合は、加算対象となる場合があります。
- 詳細を知りたい方や、申請を希望する方は担当者までご相談ください。

申請を希望される方はお申し出ください。

問合せ先：岩手県立〇〇高等学校事務室

電話 〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇